



茨城県報 第 697 号

平成 7 年 10 月 30 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) 1
- 公有水面埋立ての免許 (2 件) (水産振興課) 2
- 土地改良区役員の退任 (農地管理課) 4
- 換地計画の決定 (") 5
- 道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (3 件) (") 7
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (") 8
- 土地改良区役員の就退任 (5 件) (土地改良事務所) 8
- 換地処分 of 公告 (") 12
- (選 挙 管 理 委 員 会)
- 選挙管理委員会第10回定例会の招集 12
- (大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会)
- 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 (7 件) 13

公 告

- 県営土地改良事業計画 (3 件) (農地管理課) 19
- 県営土地改良事業計画の変更 (") 20
- 地籍調査の成果認証 (農地計画課) 20
- 基本測量の実施 (用地課) 21
- 公共測量の実施 (2 件) (") 21
- 聴聞の実施 (建築指導課) 21
- 開発行為の工事完了 (") 22

告 示

茨城県告示第1188号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 117 号) 第 19 条 第 1 項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第 2 項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

(指 定)

名 称	住 所	指定年月日
アスカ薬局赤塚店	水戸市赤塚 1 - 1997 - 26	平成 7 年 10 月 5 日
大和田薬局	日立市会瀬町 1 - 6 - 17	平成 7 年 9 月 26 日
白沢耳鼻咽喉科医院	水海道市宝町 2752	平成 7 年 7 月 27 日
関井歯科医院	結城郡石下町新石下 1012 - 7	平成 7 年 9 月 12 日

(辞 退)

名 称	住 所	辞退年月日
白沢医院	水海道市宝町 2752	平成 7 年 6 月 30 日

茨城県告示第 1189 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 免許の日 平成 7 年 10 月 20 日
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 所 在 地

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

(2) 名 称

茨城県

(3) 代表者住所

茨城県水戸市大町 2 丁目 1 番 33 号 県公舎

(4) 代表者氏名

茨城県知事 橋 本 昌

3 埋立区域

(1) 位 置

茨城県ひたちなか市和田町 3 丁目 13421 番地地先の公有水面

(2) 区 域

次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成 2 年 11 月 20 日付け茨城県水施指令第 166 号埋立免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（D. L.（那珂湊漁港工事基準面（T. P. - 0.787メートル）をいう。）+1.27メートルにより決定）、⑦の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 那珂湊漁港埋立区域に係る基準点 T - 1（北緯 36 度 20 分 11 秒 2234，東経 140 度 36 分 23 秒 1209）から 42 度 43 分 54 秒 792.49 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 210 度 15 分 27 秒 260.00 メートルの地点

③の地点	②の地点から300度15分27秒	6.84メートルの地点
④の地点	③の地点から255度15分25秒	9.41メートルの地点
⑤の地点	④の地点から300度15分27秒	152.83メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から30度15分27秒	3.53メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から30度15分27秒	267.00メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から30度15分27秒	1.98メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から120度15分27秒	152.83メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から165度15分29秒	8.27メートルの地点

(3) 面積

45,192.13平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

茨城県ひたちなか市和田町3丁目13421番地地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㊦の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	那珂湊漁港埋立区域に係る基準点T-1 (北緯36度20分11秒2234, 東経140度36分23秒1209) から47度29分14秒914.84メートルの地点	
㊦の地点	①の地点から210度15分27秒	460.00メートルの地点
㊧の地点	㊦の地点から300度15分27秒	270.00メートルの地点
㊨の地点	㊧の地点から30度15分27秒	96.87メートルの地点
㊩の地点	㊨の地点から331度15分27秒	58.33メートルの地点
㊪の地点	㊩の地点から30度15分27秒	333.08メートルの地点

(3) 面積

141,600.11平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

茨城県告示第1190号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面埋立を免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成7年10月30日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

1 免許の日 平成7年10月20日

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 所在地

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

(2) 名称

茨城県

(3) 代表者住所

茨城県水戸市大町2丁目1番33号 県公舎

(4) 代表者氏名

茨城県知事 橋 本 昌

3 埋立区域

(1) 位 置

茨城県鹿島郡波崎町字豊ヶ浜9572番176地先の公有水面

(2) 区 域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ平成2年7月19日付け茨城県水施指令第137号の埋立免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L.（波崎漁港工事基準面（T. P. -0.687メートル）をいう。）+1.25メートルにより決定）、②の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	波崎漁港原点（北緯35度44分39秒3，東経140度50分27秒7）から7度06分44秒734.29メートルの地点	
②の地点	①の地点から317度17分31秒	41.03メートルの地点
③の地点	②の地点から47度56分15秒	123.76メートルの地点
④の地点	③の地点から317度56分15秒	0.95メートルの地点
⑤の地点	④の地点から47度56分15秒	71.56メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から135度13分21秒	448.25メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から222度37分31秒	55.48メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から315度13分21秒	411.37メートルの地点

(3) 面 積

30,771.51平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位 置

茨城県鹿島郡波崎町字豊ヶ浜9572番176地先の公有水面

(2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点	波崎漁港原点（北緯35度44分39秒3，東経140度50分27秒7）から1度32分30秒730.85メートルの地点	
④の地点	①の地点から47度56分15秒	350.00メートルの地点
②の地点	④の地点から135度13分21秒	453.35メートルの地点
③の地点	②の地点から222度37分31秒	349.96メートルの地点

(3) 面 積

164,164.07平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

茨城県告示第1191号

下妻市大字北大宝219-2に事務所を置く霞ヶ浦用水土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

1 退 任

住 所 職 名 氏 名
下妻市大字山尻218番地 理 事 横 島 良 市

茨城県告示第1192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業花貫川地区全換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成 7 年 10 月 31 日から

平成 7 年 11 月 29 日まで

3 縦覧の場所

高萩市役所

茨城県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 7 年 10 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道長岡大洗線	東茨城郡茨城町大字長岡 字明光5062番地先から	旧	最大 7.1 最小 6.5	メートル 36	
	東茨城郡茨城町大字長岡 字霜ノ下1539番地先まで	新	最大 9.5 最小 6.5	36	切り回し 道路設置
県道長岡大洗線	東茨城郡茨城町大字長岡 字霜ノ下1529番1地先から	旧	最大 6.5 最小 6.5	26	
	東茨城郡茨城町大字長岡 字霜ノ下1528番1地先まで	新	最大 9.0 最小 6.5	26	切り回し 道路設置

茨城県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 7 年 10 月 30 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 名 線 菅谷小原内水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町 大字豊喰171番2地先から 那珂郡那珂町 大字豊喰748番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 10.4 最小 5.8	227	
	新	最大 37.0 最小 24.0	227	現道拡幅

茨城県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 埜大津港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市華川町花園猿ヶ城 447イ-1番 国有林地先から 北茨城市華川町字花園猿ヶ城 602番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 19.0 最小 5.0	755	
	新	最大 23.5 最小 8.6	739	現道拡幅

茨城県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字山田 字川尻318番地 5 地先から	旧	メートル	メートル	迂回路撤去
		最大 19.2	132	
		最小 13.3		
		最大 12.5	147	
行方郡北浦村大字繁昌 字宝来48番 7 地先まで	新	最大 19.2	132	
		最小 13.3		

茨城県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年10月30日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 路 線 名 県道 埴大津港線
- 2 供用開始の区間 北茨城市華川町花園字猿ヶ城447番イの1 国有林地先から
北茨城市華川町花園字猿ヶ城602番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成7年10月30日

茨城県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年10月30日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方郡北浦村大字山田字川尻455番9地先から
行方郡北浦村大字繁昌字宝来217番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成7年10月30日

茨城県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年10月30日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 路 線 名 県道 谷田部藤代線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡莩崎町大字上岩崎字日枝西1147番1地先から
稲敷郡莩崎町大字上岩崎字分免262番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成7年11月1日

茨城県告示第1200号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、瀧田土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	竹 中 實	土浦市桜町四丁目 9 番 17 号
副 理 事 長	飯 田 徳治郎	土浦市小松一丁目 11 番 9 号 (明建ハウス)
〃	栗 原 三 吉	土浦市小松一丁目 4 番地 16 号
理 事	折 本 明	土浦市港町一丁目 13 番 8 号
〃	米 川 成 美	土浦市 4444 番地
〃	宮 内 万吉郎	土浦市川口一丁目 1 番 4 号
〃	菊 地 正 成	土浦市下高津一丁目 19 番 37 号
〃	瀧 田 靖 章	日立市多賀町 2 丁目 13 番 14-202 号
〃	竹 中 保	土浦市桜町四丁目 9 番 19 号
〃	馬 場 文 明	土浦市大字大岩田 284 番地の 1
〃	三 芳 廣 康	土浦市小松三丁目 26 番 34 号
〃	三 宅 茂	東京都武蔵野市吉祥寺北町 1 丁目 17 番 8 号
監 事	宮 内 榮 藏	土浦市大字大岩田 449 番地の 2
〃	栗 山 和 紀	土浦市大和町 5 番 17 号
〃	片 岡 克 朗	土浦市大字大岩田 461 番地

茨城県告示第1201号

土地区画整理法（昭和29年法律119号）第39条第1項の規定に基づき、水戸市河和田 2 丁目土地区画整理組合の事業計画の変更については次のとおり認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 水戸市河和田 2 丁目土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 水戸市河和田 2 丁目 1782 番地の 1

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 7 年 1 月 19 日

2 変更認可の年月日 平成 7 年 10 月 30 日

茨城県告示第1202号

下館市伊讚美844に事務所を置く伊讚美ヶ原記念揚水土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字小川1391番地の 8	理 事	荒 井 儀 雄	
下館市大字飯島257番地	理 事	諸 江 重 忠	
下館市大字小川1227番地	理 事	延 山 九 内	
下館市大字玉戸1201番地の 7	理 事	堀 江 米 吉	
下館市大字下川島788番地	理 事	広 瀬 正 弘	
下館市大字伊讚美154番地	理 事	岩 崎 喜 一	
下館市大字布川1305番地の 5	監 事	宮 田 己 一	
下館市大字神分555番地	監 事	稲 見 昭	
下館市大字小川145番地の 20	監 事	坂 入 倉 治	
下館市大字伊讚美1090番地	監 事	ハツ塚 義 一	

1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
下館市大字小川1391番地の 8	理 事	荒 井 儀 雄	
下館市大字飯島257番地	理 事	諸 江 重 忠	
下館市大字小川1227番地	理 事	延 山 九 内	
下館市大字玉戸1201番地の 7	理 事	堀 江 米 吉	
下館市大字下平塚623番地	理 事	山 本 敬	
下館市大字伊讚美723番地の 1	理 事	山 田 米 造	
下館市大字伊佐山12番地	理 事	丹 波 寛	
下館市大字布川1259番地	監 事	宮 田 保 男	
下館市大字神分578番地	監 事	野 口 一 美	
下館市大字伊讚美152番地	監 事	森 田 孝 一 郎	
下館市大字小川145番地の 20	監 事	坂 入 倉 治	

茨城県告示第1203号

東茨城郡美野里町大字堅倉835番地に事務所を置く園部川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県水戸土地改良事務所長 久 慈 林 誠 一

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡美野里町大字竹原2107番地	理 事	島 田 政 則	

茨城県告示第1204号

岩井市大字鶴戸439番地の 3 に事務所を置く鶴戸沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県境土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字長谷901番地	理 事	滝 本 春 男	

茨城県告示第1205号

結城市武井737番地の2に事務所を置く江川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県下館土地改良事務所長 峯 岸 重 夫

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城市大字小田林981番地	理 事	鈴 木 勇 一	
結城市大字武井568番地	理 事	遠 井 昇	
結城市大字小田林2035番地	理 事	増 山 利 八	
結城市大字上成10番地	理 事	岩 崎 孝 一	
結城市大字田間1484番地	理 事	松 本 宣 一 郎	
結城市大字田間1318番地の1	理 事	生 井 久 夫	
結城市大字武井1084番地	理 事	遠 井 清	
結城市大字田間867番地	監 事	岩 崎 洋 一	
結城市大字小田林531番地	監 事	稲 葉 仁	
結城市大字田間1297番地	監 事	池 田 長 蔵	
結城市大字武井488番地	監 事	飯 沼 久 夫	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城市大字小田林981番地	理 事	鈴 木 勇 一	
結城市大字田間867番地	理 事	岩 崎 洋 一	
結城市大字武井1084番地	理 事	遠 井 清	
結城市大字小田林2035番地	理 事	増 山 利 八	
結城市大字上成10番地	理 事	岩 崎 孝 一	
結城市大字田間1339番地	理 事	生 井 眞 之	
結城市大字武井577番地	理 事	齋 藤 卓	
結城市大字田間1484番地	監 事	松 本 宣 一 郎	
結城市大字小田林214番地の4	監 事	黒 川 正 雄	
結城市大字田間1244番地	監 事	青 木 一 郎	
結城市大字武井562番地の5	監 事	遠 井 一 美	

茨城県告示第1206号

新治郡出島村大字戸崎804-1に事務所を置く戸崎土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡出島村大字戸崎994-2	理 事	鈴 木 孝 男	理 事 長
“ “ “ 746内 1	“	野 口 積 徳	
“ “ “ 994-1	“	鈴 木 英 男	
“ “ “ 733	“	飯 田 敬 市	
“ “ “ 791	“	飯 田 進	
“ “ “ 816	“	野 口 國 雄	
“ “ “ 815	“	塚 本 正 雄	
“ “ “ 825	“	飯 村 豊	
“ “ “ 970-1	“	木田餘 治 平	
“ “ “ 751	“	塚本 清左衛門	
“ “ “ 984-1	“	松 葉 豊	
“ “ “ 753	“	椎 名 行 雄	
“ “ “ 682	“	飯 田 幸 男	
“ “ “ 1590	“	飯 田 常 男	
“ “ “ 1107	“	羽 成 喜	
“ “ “ 1115-2	“	久保田 利 彦	
“ “ “ 1321	“	中 島 文 雄	
“ “ “ 1106	“	未 栖 周 造	
“ “ “ 1331-2	“	天 谷 俊 之	
“ “ 大字加茂 9	“	塚 本 實	
“ “ 大字戸崎749	監 事	白 鳥 美知雄	総括監事
“ “ “ 817	“	椎 名 松太郎	
“ “ “ 799-1	“	塚 本 藤 男	
“ “ “ 1115	“	飯 嶋 一 郎	
“ “ 大字加茂 1	“	石 塚 實	

2 就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡出島村大字戸崎746内 1	理 事	野 口 積 徳	理 事 長
“ “ “ 817	“	椎 名 松太郎	副理事長
“ “ “ 994-1	“	鈴 木 英 男	
“ “ “ 733	“	飯 田 敬 市	庶 務
“ “ “ 815	“	塚 本 正 雄	
“ “ “ 753	“	椎 名 行 雄	

新治郡出島村大字戸崎791	理 事	飯 田 進	副 庶 務
“ “ “ 682	“	飯 田 幸 男	
“ “ “ 825	“	飯 村 豊	会 計
“ “ “ 998-2	“	栗 原 宏	
“ “ “ 736	“	飯 田 喜 雄	
“ “ “ 790	“	羽 成 秀 雄	
“ “ “ 945-1	“	塚 本 美 男	
“ “ “ 1105	“	未 栖 孝 一	
“ “ “ 1110	“	来 栖 丈 治	
“ “ “ 1190	“	久 保 田 卓	
“ “ “ 1323	“	未 栖 邦 雄	副 会 計
“ “ “ 1587	“	伊 坂 薫	
“ “ “ 1614	“	大 和 田 豊 久	
“ “ “ 610-2	“	塚 本 光 雄	
“ “ “ 816	監 事	野 口 國 男	総 括 監 事
“ “ “ 749	“	白 鳥 美 知 雄	
“ “ “ 146	“	飯 田 孝 雄	
“ “ “ 1224	“	大 竹 雅 典	
“ “ 大字加茂27	“	小 松 崎 尊	

~~~~~

#### 茨城県告示第1207号

平成 7 年 9 月 19 日 付け 土 土 改 指 令 第 19 号 を も っ て 認 可 し た 海 老 原 溜 地 区 の 換 地 計 画 に つ い て は、土 浦 市 大 字 上 高 津 字 館 下 464 番 地 土 浦 市 外 十 五 ヶ 町 村 土 地 改 良 区 理 事 長 町 田 輝 雄 か ら 換 地 処 分 を し た 旨 届 出 が あ っ た の で、土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 54 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県土浦土地改良事務所長 片 山 栄 三

~~~~~

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第62号

平成 7 年 茨 城 県 選 挙 管 理 委 員 会 第 10 回 定 例 会 を 次 の と お り 招 集 す る。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県選挙管理委員会委員長 内 藤 健 二

- 1 日 時 平成 7 年 10 月 31 日 (火)
午前 10 時から
- 2 場 所 茨 城 県 水 戸 市 三 の 丸 1 - 7 - 41
茨 城 県 職 員 会 館 特 別 会 議 室
- 3 議 題
 - (1) 茨 城 県 議 会 議 員 下 妻 市 選 挙 区 補 欠 選 挙 の 執 行 に つ い て
 - (2) 第 11 回 定 例 会 の 日 程 に つ い て
 - (3) 市 町 村 選 挙 の 結 果 に つ い て

- (4) 政治団体の設立届出等の状況について
- (5) その他

~~~~~  
( 大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会 )

**茨城県大規模小売店舗審議会告示第53号**

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |                      |                                     |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 カスミ                            |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー日立日高店<br>茨城県日立市日高町 4 丁目 45 番 |
| 3 現在の閉店時刻            | 午後 8 時                              |
| 4 現在の休業日数            | 年間 24 日                             |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後 9 時                              |
| 6 削減後の休業日数           | 年間 12 日                             |
| 7 休業日数の削減を行う年月日      | 平成 8 年 3 月 1 日                      |

- |                      |                                     |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 渡 辺 亮 三                             |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー日立日高店<br>茨城県日立市日高町 4 丁目 45 番 |
| 3 現在の閉店時刻            | 午後 8 時                              |
| 4 現在の休業日数            | 年間 24 日                             |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後 9 時                              |
| 6 削減後の休業日数           | 年間 12 日                             |
| 7 休業日数の削減を行う年月日      | 平成 8 年 3 月 1 日                      |

~~~~~  
茨城県大規模小売店舗審議会告示第54号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|--|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 カスミ |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー日立豊浦店
茨城県日立市川尻町字平太惣次1212-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

- | | |
|----------------------|--|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 アロー |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー日立豊浦店
茨城県日立市川尻町字平太惣次1212-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

- | | |
|----------------------|--|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 亀印製菓株式会社 |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー日立豊浦店
茨城県日立市川尻町字平太惣次1212-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第55号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成7年10月30日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 カスミ                         |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー多賀店<br>茨城県日立市東多賀町5丁目432番1 |
| 3 現在の閉店時刻            | 午後8時                             |

- |   |                    |                                  |
|---|--------------------|----------------------------------|
| 4 | 現在の休業日数            | 年間24日                            |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後9時                             |
| 6 | 削減後の休業日数           | 年間12日                            |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成8年3月1日                         |
|   |                    |                                  |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 西友フォトサービス                   |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー多賀店<br>茨城県日立市東多賀町5丁目432番1 |
| 3 | 現在の閉店時刻            | 午後8時                             |
| 4 | 現在の休業日数            | 年間24日                            |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後9時                             |
| 6 | 削減後の休業日数           | 年間12日                            |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成8年3月1日                         |
|   |                    |                                  |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 出 牛 弘                            |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー多賀店<br>茨城県日立市東多賀町5丁目432番1 |
| 3 | 現在の閉店時刻            | 午後8時                             |
| 4 | 現在の休業日数            | 年間24日                            |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後9時                             |
| 6 | 削減後の休業日数           | 年間12日                            |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成8年3月1日                         |
|   |                    |                                  |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 鈴 木 裕 一                          |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー多賀店<br>茨城県日立市東多賀町5丁目432番1 |
| 3 | 現在の閉店時刻            | 午後8時                             |
| 4 | 現在の休業日数            | 年間24日                            |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後9時                             |
| 6 | 削減後の休業日数           | 年間12日                            |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成8年3月1日                         |

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第56号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 カスミ |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー東海店
茨城県那珂郡東海村大字1168-2 |
| 3 | 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 | 現在の休業日数 | 年間17日 |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 | 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

茨城県大規模小売店舗審議会告示第57号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- | | | |
|---|--------------------|-----------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 カスミ |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ那珂店
茨城県那珂郡那珂町菅谷字竹之内2617-1 外 |
| 3 | 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 | 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 | 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

- | | | |
|---|--------------------|-----------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称 | 笹 沼 明 |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ那珂店
茨城県那珂郡那珂町菅谷字竹之内2617-1 外 |
| 3 | 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 | 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 | 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

- | | | |
|---|---------------|-------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 マイステップ |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称 | カスミ那珂店 |

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| 及び所在地 | 茨城県那珂郡那珂町菅谷字竹之内2617-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |
| | |
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 スギヤマ薬品 |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミ那珂店
茨城県那珂郡那珂町菅谷字竹之内2617-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 1 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

茨城県大規模小売店舗審議会告示第58号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成7年10月30日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| 1 届出者の氏名又は名称 | 株式会社 カスミ |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大宮コミュニティタウン
茨城県那珂郡大宮町姥賀526-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |
| | |
| 1 届出者の氏名又は名称 | 茅野商事 株式会社 |
| 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大宮コミュニティタウン
茨城県那珂郡大宮町姥賀526-1 外 |
| 3 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |

- | | | |
|---|--------------------|-----------------------------------|
| 6 | 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |
| 1 | 届出者の氏名又は名称 | 有限会社 花とも |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | 大宮コミュニティタウン
茨城県那珂郡大宮町姥賀526-1 外 |
| 3 | 現在の閉店時刻 | 午後8時 |
| 4 | 現在の休業日数 | 年間24日 |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻 | 午後9時 |
| 6 | 削減後の休業日数 | 年間12日 |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日 | 平成8年3月1日 |

~~~~~

茨城県大規模小売店舗審議会告示第59号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成7年10月30日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- |   |                    |                                   |
|---|--------------------|-----------------------------------|
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 カスミ                          |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー岩瀬店<br>茨城県西茨城郡岩瀬町明日香1丁目8 外 |
| 3 | 現在の閉店時刻            | 午後8時                              |
| 4 | 現在の休業日数            | 年間17日                             |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後9時                              |
| 6 | 削減後の休業日数           | 年間12日                             |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成8年3月1日                          |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | 株式会社 アロー                          |
| 2 | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー岩瀬店<br>茨城県西茨城郡岩瀬町明日香1丁目8 外 |
| 3 | 現在の閉店時刻            | 午後8時                              |
| 4 | 現在の休業日数            | 年間17日                             |
| 5 | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後9時                              |
| 6 | 削減後の休業日数           | 年間12日                             |
| 7 | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成8年3月1日                          |
| 1 | 届出者の氏名又は名称         | まるみ                               |

- |       |                    |                                      |
|-------|--------------------|--------------------------------------|
| 2     | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー岩瀬店<br>茨城県西茨城郡岩瀬町明日香 1 丁目 8 外 |
| 3     | 現在の閉店時刻            | 午後 8 時                               |
| 4     | 現在の休業日数            | 年間 17 日                              |
| 5     | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後 9 時                               |
| 6     | 削減後の休業日数           | 年間 12 日                              |
| 7     | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成 8 年 3 月 1 日                       |
| ~~~~~ |                    |                                      |
| 1     | 届出者の氏名又は名称         | 仙波 は る                               |
| 2     | 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 | カスミストアー岩瀬店<br>茨城県西茨城郡岩瀬町明日香 1 丁目 8 外 |
| 3     | 現在の閉店時刻            | 午後 8 時                               |
| 4     | 現在の休業日数            | 年間 17 日                              |
| 5     | 繰り下げ後の閉店時刻         | 午後 9 時                               |
| 6     | 削減後の休業日数           | 年間 12 日                              |
| 7     | 休業日数の削減を行う年月日      | 平成 8 年 3 月 1 日                       |

---

## 公 告

---

### ◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営大和西地区土地改良事業（農業用道路）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 縦覧に供する書類  
県営大和西地区土地改良事業（農業用道路）計画書写し
- 縦覧の期間  
平成 7 年 10 月 31 日から  
平成 7 年 11 月 29 日まで
- 縦覧の場所  
大和村役場

### ◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営大和西地区土地改良事業（農業用排水施設）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 縦覧に供する書類  
県営大和西地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書写し

## 2 縦覧の期間

平成 7 年 10 月 31 日から

平成 7 年 11 月 29 日まで

## 3 縦覧の場所

大和村役場

## ◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営世楽地区土地改良事業（農業用道路）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

## 1 縦覧に供する書類

県営世楽地区土地改良事業（農業用道路）計画書写し

## 2 縦覧の期間

平成 7 年 10 月 31 日から

平成 7 年 11 月 29 日まで

## 3 縦覧の場所

小川町役場

## ◎県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営清明川地区土地改良事業につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

## 1 縦覧に供する書類

県営清明川地区土地改良事業変更計画書写し

## 2 縦覧期間

平成 7 年 10 月 31 日から

平成 7 年 11 月 29 日まで

## 3 縦覧場所

阿見町役場及び美浦村役場

## ◎地籍調査の成果認証

岩井市、結城市、東茨城郡内原町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により認証した。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

|            |                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称 | 岩井市, 結城市, 東茨城郡内原町                                                                                                                                                        |
| 調査を行った期間   | 岩井市大字長須の一部<br>平成 5 年 9 月 2 日から<br>平成 5 年 11 月 30 日まで<br>結城市大字大木の一部<br>平成 5 年 6 月 14 日から<br>平成 5 年 8 月 31 日まで<br>東茨城郡内原町大字鯉淵の一部<br>平成 5 年 11 月 14 日から<br>平成 6 年 3 月 9 日まで |
| 認 証 年 月 日  | 平成 7 年 10 月 23 日                                                                                                                                                         |

~~~~~

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業の種類 基本測量（基準点測量標高決定作業）
- 3 作業期間 平成 7 年 11 月 1 日から平成 8 年 2 月 28 日まで
- 4 作業地域 県全域

~~~~~

◎公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

- 1 測量機関 住宅・都市整備公団つくば開発局
- 2 作業の種類 公共測量（1級・2級・3級基準点測量, 3級水準点測量）
- 3 作業期間 平成 7 年 10 月 2 日から平成 8 年 2 月 1 日まで
- 4 作業地域 つくば市大字金田, 柴崎, 上境, 上野, 東岡, 中根, 横町, 栄の一部

- ~~~~~
- 1 測量機関 鹿嶋市
  - 2 作業の種類 公共測量（現形測量）
  - 3 作業期間 平成 7 年 11 月 11 日から平成 8 年 3 月 25 日まで
  - 4 作業地域 鹿嶋市大字宮内, 清水, 田谷, 神向寺及び明石の各一部
- ~~~~~

◎聴聞の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

1 (1) 日 時 平成 7 年 11 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分

(2) 場 所 水戸市南町 1 - 3 - 19  
ホテル亀屋会議室

(3) 被聴聞者

商 号 有限会社 司不動産

代 表 者 清 司 武 夫

事務所の所在地 石岡市東石岡 3 - 12 - 21

免 許 番 号 茨城県知事(2)4902号

免 許 年 月 日 平成 6 年 10 月 29 日

2 (1) 日 時 平成 7 年 11 月 7 日 午後 2 時 30 分

(2) 場 所 水戸市南町 1 - 3 - 19  
ホテル亀屋会議室

(3) 被聴聞者

商 号 有限会社 みどりホームズ

代 表 者 土 井 俊 男

事務所の所在地 石岡市旭台 2 - 15 - 8 - 102

免 許 番 号 茨城県知事(2)4754号

免 許 年 月 日 平成 6 年 2 月 16 日

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 7 年 10 月 30 日

茨城県知事職務代理者茨城県副知事 人 見 實 徳

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市青柳町字拝神4331番, 4397番, 4402番, 4403番, 4404番, 4405番, 4407番, 4408番, 字後田4409番, 4410番, 4411番, 4412番, 4413番, 4414番, 4415番, 4416番, 4417番, 4419番, 4434番, 4440番2, 4442番2, 4443番, 4444番2, 4445番, 4446番, 4447番, 4448番, 4449番, 4450番, 4451番, 4452番, 4453番, 4454番, 4455番, 4456番, 4457番, 4458番, 4459番, 4460番, 4461番, 4462番, 4463番, 4465番, 4466番, 4467番, 4468番, 4469番, 4470番, 4472番1, 4472番2, 4473番, 4477番, 4478番, 4481番1, 同番2, 4482番1, 同番2, 4483番2, 4484番2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市中央1丁目4番1号

水戸市土地開発公社

理事長 川 又 友三郎

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)